



政府はパンデミック期間中、常にビザに関する措置や取り決めを見直しています。このウェブページは、措置や取り決め内容の調整・変更が行われるのに合わせて定期的に更新されます。

ビザに関する特別措置

家族ビザ申請者を対象とした特別措置

父母ビザ

保証人付き父母呼び寄せ（一時滞在）ビザ（サブクラス 870）

ビザに関する特別措置

COVID-19 [新型コロナウイルス] パンデミック関連の渡航規制により影響を受けた方は、特別措置の対象となる資格を有している可能性があります。

COVID-19 特別措置は 2020 年 2 月 1 日を対象期間の開始日とし、以下のビザに適用されています：

- Skilled Regional [地方技術移民] ビザ（サブクラス 887）
- Business Innovation and Investment (Permanent) [ビジネスイノベーション・投資（永住）] ビザ（サブクラス 888）
- Business Innovation and Investment (Provisional) [ビジネスイノベーション・投資（暫定）] ビザ（サブクラス 188）
- Safe Haven Enterprise [難民向けセーフ・ヘイブン・エンタープライズ] ビザ（サブクラス 790）
- Temporary Graduate [卒業生向け一時滞在] ビザ（サブクラス 485）

家族ビザ申請者を対象とした特別措置

パートナービザおよび子供ビザ

対象:

- Child [子供] ビザ (サブクラス 101)
- Adoption [里親] ビザ (サブクラス 102)
- Prospective Marriage [婚約者] ビザ (サブクラス 300)
- Partner [パートナー] ビザ (サブクラス 309)

上記のいずれかのビザをオーストラリア国外で申請しており、なおかつ以下の条件を満たしている方。

- COVID-19 特別措置対象期間中にオーストラリア国内にいる

これに該当する方は、その他のビザ条件をすべて満たしていれば、オーストラリア国内でビザを受給することができます。

COVID-19 特別措置対象期間は 2020 年 2 月 1 日を開始日としており、同措置は一時的な措置です。対象期間の終了時期については、このページで更新情報を確認してください。

2022 年 3 月 5 日から、Dependent Child [被扶養子] ビザ (サブクラス 445) は、当該ビザの申請がどこで提出されたのかにかかわらず、オーストラリア国内外のどちらでも受給できるようになりました。このため、当該ビザサブクラスは COVID-19 特別措置の対象外となりました。詳細は、Dependent Child Visa (subclass 445) [被扶養子ビザ (サブクラス 445)] の項で確認してください。

父母ビザ

オーストラリア国外で申請された父母ビザ

対象:

- Parent [父母] ビザ (サブクラス 103)

- Contributory Parent [父母呼び寄せ] ビザ (サブクラス 173)
- Contributory Parent [父母呼び寄せ] ビザ (サブクラス 143)

上記のいずれかのビザをオーストラリア国外で申請しており、なおかつ以下の条件をすべて満たしている方。

- 当該ビザを 2021 年 3 月 24 日より前に申請していた
- 2021 年 3 月 24 日当日にオーストラリア国内にいた

これに該当する方は、その他のビザ条件をすべて満たしていれば、COVID-19 特別措置の期間中にオーストラリア国内でビザを受給することができます。

既にこのビザをオーストラリア国外から申請していて、通常のビザ発給要件を満たしている方は、オーストラリア国外で（現行の手続き通り）ビザを受給することができます。

オーストラリア国内で申請された父母ビザ

対象:

- Aged Parent [高齢父母] ビザ (サブクラス 804)
- Contributory Aged Parent [高齢父母呼び寄せ] ビザ (サブクラス 864)

上記のいずれかのビザをオーストラリア国内で申請しており、なおかつ以下の条件をすべて満たしている方。

- 当該ビザを 2021 年 3 月 24 日より前に申請していた
- 2021 年 3 月 24 日当日にオーストラリア国外にいた

これに該当する方は、その他のビザ条件をすべて満たしていれば、COVID-19 特別措置の期間中にオーストラリア国外でビザを受給することができます。

既にこのビザをオーストラリア国内から申請していて、通常のビザ発給要件を満たしている方は、オーストラリア国内で（現行の手続き通り）ビザを受給することができます。

父母ビザ申請者を対象とした一時的な特別措置は、COVID-19 特別措置対象期間中に適用されます。COVID-19 特別措置は、2020 年 2 月 1 日を対象期間の開始日とした一時的な措置です。対象期間の終了時期については、このページで更新情報を確認してください。

これらの変更により、父母ビザ申請に関する現行の審査期間が影響を受けることはありません。詳細は、[Parent visa queue release dates and processing times](#) [父母ビザの審査待ち状態解除日程と審査期間] の項で確認してください。

父母ビザおよび父母呼び寄せビザ申請者向けのブリッジングビザ

以下の要件をすべて満たしている方は、COVID-19 特別措置の実施期間中、父母ビザ（サブクラス 103）や父母呼び寄せビザ（サブクラス 143）または父母呼び寄せ（一時滞在）ビザ（サブクラス 173）の申請に伴うブリッジングビザの発給を受ける資格を有している場合があります：

- 父母ビザまたは父母呼び寄せビザを、2021 年 3 月 24 日より前に申請した
- 当該ビザはオーストラリア国内で申請された
- 2021 年 3 月 24 日当日にオーストラリア国内にいた
- 当該ビザ申請の審査手続きがまだ完了していない

具体的にどのサブクラスのブリッジングビザを受給する資格を有している可能性があるのかは、当該の父母ビザまたは父母呼び寄せビザの申請が行われた時点での申請者の状況により、異なります。

当該ビザの申請時に [Substantive Visa](#) [実質的なビザ：ブリッジングビザと [Criminal Justice](#) [刑事司法] または [Enforcement](#) [法務執行] ビザ以外の一時滞在ビザを指す] を保有していた方は、[Bridging Visa A \(BVA: ブリッジングビザ A\)](#) - (サブクラス 010) の申請・受給を認められる可能性があります。

当該ビザの申請時に実質的なビザを保有していなかった方は、BVA の申請・受給資格を有することになりません。これに該当する方は、[Bridging Visa E \(BVE: ブリッジングビザ E\)](#) - (サブクラス 050) のための要件を満たすことができるかもしれません。

父母ビザまたは父母呼び寄せビザを、オーストラリア国外の窓口で用紙を提出するかたちで申請した方は、当該ビザの申請に伴うブリッジングビザの受給条件を満たすことにはなりません。

これに該当する方がブリッジングビザの申請を希望する場合は [Form 1005](#) [用紙番号 1005] を記入して、WA Parent Visa Centre [WA 父母ビザセンター] に郵便にて送付し

てください。記入済みの用紙番号 1005 は、E メール送信しないでください。E メールにて受領された同用紙による申請は無効となり、審査・検討対象となりません。

保証人付き父母呼び寄せ（一時滞在）ビザ（サブクラス 870）

Sponsored Parent (Temporary) [保証人付き父母呼び寄せ（一時滞在）] ビザ（サブクラス 870）（以下「SPTV」）を保有していた方で、2021年7月1日の時点でオーストラリア国外にいた方は、ビザの有効期間が自動的に 18 ヶ月延長されています。

本特別措置の目的は、COVID-19 関連の渡航規制によりビザの有効期間である 3 年または 5 年の全期間のうち少なくとも一部をオーストラリアに滞在して過ごすことができなかった SPTV 保有者を支援することです。

本特別措置によりビザが延長された場合、延長された 18 ヶ月間は 10 年を上限とする最長合計滞在期間には計上されません。

なお、SPTV の保証人に対する Sponsorship Obligations [保証人の義務] も同様に、18 ヶ月延長されています。

自身のビザについての詳細やビザ条件は、[VEVO](#) を利用して確認することができます。